

# 1 原子力被災12市町村農業者支援事業 及び営農再開支援事業（家畜導入）の概要

## 1 概要

原子力被災12市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村)において、**営農再開等を行うために必要な機械・施設や家畜等の導入を支援**します。

## 2 対象者（事業実施主体）

原子力被災12市町村において、営農再開や規模拡大、新規作物の導入等を行う下記の方が対象となります。

- (1) 農産物の販売を目的とする農業者
- (2) 集落営農組織・団体
- (3) 農事組合法人
- (4) 農事組合法人以外の農地所有適格法人
- (5) 特定農業法人及び特定農業団体
- (6) 認定農業者
- (7) 認定新規就農者
- (8) その他福島県知事が特に必要と認める者



## 3 対象地域

原子力被災12市町村の全ての区域を  
対象地域としています。

事業を活用して、みんなで  
地域農業を再開させましょう！



## 4 補助対象

原子力被災 12 市町村において事業実施主体が営農再開等を行う場合、以下の取組に必要な経費について助成します。

### (1) 農業用機械等の導入

農作物の生産、流通、販売に必要な機械等の導入



### (2) 施設の整備等

農作物の生産に必要な施設の整備

### (3) 施設の撤去

(2)の施設の導入に必要な撤去



### (4) 果樹の新植・改植、花き等の種苗等の導入

果樹の新植・改植、花き等の種苗等の導入



### (5) 家畜の導入（営農再開支援事業（家畜導入））

家畜(肉専用繁殖雌牛、純粋種豚等)の導入



## 5 補助率等

○対象となる経費の **3/4 以内**を補助します。

補助の**対象となる経費の上限は 1,000万円**です。

(補助金額の例：1,000万円×3/4=750万円)

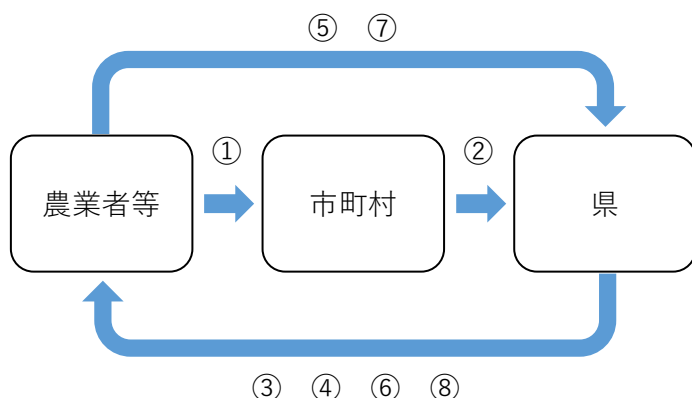
※特に市町村が認めた場合、上限は 3,000万円となります。

(補助金額：3,000万円×3/4=2,250万円)

※**果樹の新植・改植、家畜の導入に対する補助金額には上限があります。**

○事業実施主体が、福島県営農再開支援事業の交付を受け、家畜の導入を行う場合は、原子力被災 1 2 町村農業者支援事業と福島県営農再開支援事業の補助対象経費を合算した額が、1,000 万円を超えることはできません。上限 3,000 万円の場合も同様となります。

## 6 申請等手続きの流れ



※具体的な手順は 8 頁以降をご覧ください。

- ① 事業実施計画書提出  
(市町村を經由)
- ② 確認書を添付し、  
申請書類を県へ送付
- ③ 審査
- ④ 計画承認
- ⑤ 補助金交付申請
- ⑥ 補助金交付決定
- ⑦ 実績報告
- ⑧ 成果確認・補助金交付

■原子力被災 12 市町村農業者支援事業の実施にあたっては、次の要綱等をよくお読みください。

- 「**原子力被災 12 市町村農業者支援事業実施要綱**」**国実施要綱**  
事業の仕組み、実施にあたっての要件、補助対象の内容を定めたもの。
- 「**原子力被災 12 市町村農業者支援事業実施要領**」**国実施要領**  
事業実施計画書様式、対象者、補助率などを定めたもの。
- 「**福島県原子力被災 12 市町村農業者支援事業事務取扱要領**」**県取扱要領**  
計画の申請、事業の実施方法、事業終了後の手続きなどを定めたもの。
- 「**福島県原子力被災 12 市町村農業者支援事業補助金交付要綱**」**県交付要綱**  
この事業に要する補助金の申請、請求などの手続きなどを定めたもの。
- 「**原子力被災 12 市町村農業者支援事業補助金交付要綱**」**国交付要綱**

※福島県HPからご覧いただけます

[福島県 12 市町村農業者](#)

[検索](#)

■ 営農再開支援事業（家畜導入）の実施にあたっては、次の要綱等をよくお読みください。

○ 「**福島県営農再開支援事業実施要綱**」 **国実施要綱**

事業の仕組み、手続き、補助対象の内容を定めたもの。

○ 「**福島県営農再開支援事業事務取扱要領**」 **県取扱要領**

計画の申請、事業の実施方法、事業終了後の手続きなどを定めたもの。

○ 「**福島県営農再開支援事業補助金交付要綱**」 **県交付要綱**

この事業に要する補助金の申請、請求などの手続きなどを定めたもの。

※ 福島県HPからご覧いただけます

[福島県 営農再開支援事業](#)

[検索](#) 

■ 事業内容によっては、建築基準法に基づく確認、農地法、森林法、都市計画法等に基づく届出、許可などが必要となる場合があります。事前に県・市町村又は業者にお問い合わせください。

■ 令和6年度の事業実施期間は、交付決定後から令和7年3月31日（月）までです。事業実施期間内に事業完了していただく必要があります。

## 7 お問い合わせ先

- 福島県農業振興課 ☎ 024-521-7336
- 福島県県北農林事務所 ☎ 024-521-2603
- 福島県県中農林事務所 ☎ 024-935-1301
- 福島県県南農林事務所 ☎ 0248-23-1561
- 福島県会津農林事務所 ☎ 0242-29-5301
- 福島県南会津農林事務所 ☎ 0241-62-5644
- 福島県相双農林事務所 ☎ 0244-26-1148
- 福島県いわき農林事務所 ☎ 0246-24-6154